仕 様 書

第1 委託件名

国際会議等のマーケティング戦略構築のための調査・分析等業務委託

第2 契約期間

平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで

第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団(以下「財団」という。)の指定する場所

第4 委託概要

1 委託目的

国際的な誘致競争が激化するなか、MICE誘致で東京が海外都市との競争に勝ち抜くためには、MICE全般にわたるマーケティング戦略に基づいた誘致施策を効果的に展開していくことが必要である。そのような中、2020年大会後を見据えた中長期的な視点に立った効果の測定が求められており、今年度は国際会議開催に係る東京の実態調査及び東京都の国際会議関連施策に係る効果検証・分析を行うことでMICE誘致戦略のブラッシュアップを含めた中長期的なロードマップを策定する。また、MICE施策の効果検証を行い、より効果的な実施手法への見直しに向けた活動成果の蓄積を図る。

第5 委託内容

1 事業計画

履行にあたり、平成31年(2019年)6月中旬を目処に、下記2~4の中間報告を取りまとめの上、財団に提出すること。また、平成32年(2020年)2月中旬を目処に、最終報告案を取りまとめの上、財団に提出すること。これらのことを踏まえた事業計画書を作成し、財団の承認を得ること。また、受託者は進捗状況について月に一度以上財団へ報告すること。

2 調査・分析方法の企画

- (1) 第4で掲げた目的を達成するために、最適となる調査・分析方法について企画すること。
- (2)調査・分析方法は、下記3、4に掲げた内容を中心に、必要と想定される調査・分析方法について改善を加えること。
- 3 国際会議開催に係る東京都の実態調査及び東京都のMICE施策効果に係る調査・分析の実施 国際会議開催に係る東京の実態調査及び東京都のMICE施策効果に係る以下(1)~(2)の 調査を行うこと。ただし、(1)~(2)に掲げた内容以外に必要とされる調査内容、調査方法 があれば提案すること。

(1) 国際会議開催に係る東京の実態調査

東京における国際会議の開催実績の推移等を把握するため、以下の調査を実施する。調査結果 については、表やグラフ等を用いてわかりやすく示すこと。

① 調査対象期間

平成26 (2014) 年から平成30 (2018) 年までの5か年

② 調査項目

- (ア)開催件数と参加者数(総数、外国人参加者数)、その推移
- (イ)分野別開催件数及びその構成比
- (ウ)経済波及効果
- (エ)国際統計 (UIA・ICCA) における件数、順位等の推移

③ 調査方法

上記②(ア)~(ウ)に当たっては JNTO 国際会議統計等、上記②(エ)については UIA・ICCA による調査データ等、財団から提供する資料をもとに調査を行う。なお、指定する資料以外に適切な資料があれば提案すること。

(2) 東京都の国際会議関連施策に係る効果検証・分析

東京都がこれまで行ってきた国際会議誘致・開催に係る施策について、①国際会議を取り巻く国際トレンド、②国際会議の開催が都市にもたらすレガシー等の2点から検証・分析すること。

① 国際会議を取り巻く国際トレンド

国際会議の誘致ターゲットや誘致手法に係る国際的なトレンド、及び競合他都市の状況を調査する。なお、競合他都市の状況調査対象は4都市程度とすること。

② 国際会議の開催が都市にもたらすレガシー等に係る効果検証・分析

平成 26 (2014) 年から平成 30 (2018) 年までの 5 か年で、東京都が誘致・開催に係る支援を行った国際会議について、ア:経済波及効果、イ:都市の産業力の強化、ウ:都市のプレゼンスの向上をレガシー等として設定の上、下記のとおりその効果検証を行う。

その際は①で調査した内容を鑑み、複数にわたる誘致ターゲット又は手法について比較・分析を行うとともに、東京都の施策に必要な事項を整理すること。なお、具体事例を用いての調査・分析を排除しないものとする。

検証にあたっては、東京都が中長期的視点に基づいた政策判断の検討材料とすることを想 定し、多面的なアプローチを行うこと。

ア 経済波及効果

東京都が支援を行った国際会議の開催に係る経済波及効果を、定量的な指標を用いて 算出すること。なお、案件の内容や数値等は、財団から受託者宛て提供することとし50 件程度の数を目安に企画すること。

イ 都市の産業力の強化

東京都が支援を行った国際会議の開催に係る産業力の強化に寄与した事例を調査する。事例については、ア〜ウのレガシー等を総合的に分析することを考慮のうえ、財団と協議の上決定すること。また、案件の基本概要については財団から提供するが、詳細内容や検証・分析等に必要な事項については、文献・デスクトップ調査や関係者へのヒアリング調査等を実施することとする。調査件数については、財団から指定する5件程度を想定すること。

なお、定量的な指標を用いて算出することが可能である場合、実施すること。

ウ 都市のプレゼンスの向上

東京都が支援を行った国際会議の開催に係るプレゼンスの向上に寄与した事例を調査する。事例については、ア〜ウのレガシー等を総合的に分析することを考慮のうえ、財団と協議の上決定すること。また、案件の基本概要については財団から提供するが、

詳細内容や検証・分析等に必要な事項については、文献・デスクトップ調査や関係者へのヒアリング調査等を実施することとする。調査件数については、財団から指定する5 件程度を想定すること。

なお、定量的な指標を用いて算出することが可能である場合、実施すること。

③ 留意点

ア 検証に際し得られた示唆については、支障の無い範囲で平成 31 年度以降東京都が公表 する資料等に参考として掲載する可能性がある。

イ ヒアリング調査等に当たっては、最も効果的かつ効率的に調査を行える対象を偏りな く公正に選定すること。

ウ 国際会議誘致・開催に対して、東京都及び財団が行ってきた支援に関するレガシー等の効果・検証を行う際は、①で調査した競合他都市の実施状況を含む誘致ターゲットや誘致手法に係る国際的なトレンドとの比較・分析を行うとともに、ハード整備やソフト施策を含む東京の現状や性質等を鑑み、東京都の施策に必要な事項を整理・提唱していくこと。その際は、第5、3(2)②に示したア〜ウのレガシーを複合的に捉えた分析とする。なお、具体事例を用いての調査・分析を排除しないものとする。

4 MICEに関する効果測定(KPI測定)

- (1) MICEの誘致に当たって東京都が講じる誘致施策等の効果を測定する方法を企画し、必要なデータの収集及び測定・分析を行うこと。
- (2) データ収集に当たっては、受託者の有する機会やネットワークを活用し、適切な時期に適切な方法で行うこと。
- (3) 第8に規定する報告書において、データ収集の内容や時期、手法、対象等についての概要を 記載するとともに、データ収集活動により入手した情報について、報告書とは別に納品すること。 (4) その他調査対象についての詳細は、別紙1を参照すること。

5 誘致施策の開発及び廃止についての提案

下記に基づき既存の東京都のMICE施策に必要な事項について、中長期的な視点から提案する。 (1) 3、4の調査・分析結果及び委託者が提供する過去のKPI調査結果の分析等を根拠として提案すること。

- (2) 誘致施策は、具体的で実現可能な手法等を提案するに留まらず、将来的な可能性及び方向性の提言を含めて提案すること。
- (3) 新規施策の企画及び方向性の設定にあたっては、MICEに関係する民間事業者や団体の 意見を参考にすること。その際、特定の民間事業者や団体に偏ることなく幅広く意見を取り入れ ることに留意すること。

第6 調査実施上の留意事項

- 1 本委託に係る調査の実施に当たっては、調査対象者に本調査の目的、意図、留意点等を説明し、 調査への協力の意思等を確認した上、行うこと。
- 2 可能な限り各調査対象者の協力を得るよう努力するとともに、各調査対象者の意思を尊重し、 感情を害しないよう十分に配慮すること。

第7 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければな

らない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、財団と受託者 が協議の上、その処理方法を決定する。

第8 成果品

本委託完了後に、以下の成果品として第9で指定する場所に納入すること。なお、「第5 委託内容 4 MICEに関する効果測定 (KPI測定)」部分は別紙1に指定された形式で別途作成すること。

1 報告書(A4版カラー、中性紙、簡易製本したもの) 30部

2 報告書概要版(A3版カラー、中性紙、簡易製本したもの) 20部

3 報告書の電子情報 (CD-R 又は DVD-R) 3 部

4 電子データの提出は以下によること。

ア 報告書の電子データは、Microsoft 社製 Word・Excel・PowerPoint 等により編集可能な形式及び PDF ファイルとする。

イ 格納媒体は原則 CD-R または DVD-R とする。また、収納ケース、CD-R 等に、委託年度及び 委託件名等を付記すること。

5 成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

第9 納入場所

公益財団法人東京観光財団及び東京都産業労働局

第10 著作権

- 1 本委託で作成したすべての成果品の著作権(著作権法第27条及び28条の権利を含む)は、 財団に譲渡すること。受託者は著作者人格権の行使をしないものとする。この規定は、受託者の 従業員及び本委託遂行にあたり再委託を行った場合の再委託先又はそれらの従業員に著作人格 権が帰属する場合にも適用する。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と 費用を持って処理すること。
- 3 その他著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

第11 調査秘密の厳守

受託者は、調査秘密が漏洩することがないよう十分注意するとともに、以下の項目について遵守すること。

- 1 調査目的以外に調査票又は調査対象リストの複製及び提供を行わないこと。
- 2 調査票及び調査対象リスト等の保管・管理は絶対に外部に漏洩することがないよう適切に行う こと。
- 3 調査で知り得た調査対象者の個別情報は、本調査のみに使用すること。
- 4 事故が発生した場合は、直ちに財団の担当者に連絡するとともに、適切な処理を行うこと。

第12 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密が漏洩することがないよう十分注意すること。

第13 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により財団と協議し、その承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第14 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行にあたり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第15 支払い方法

委託料は、成果品納入後に一括で支払うものとする。

第16 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する 特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写 の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第17 その他

- 1 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- 2 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議し、その承認 を得ること。
- 3 この契約にかかる費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- 4 本契約は、平成 31 年度東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決・成立し、平成 31 年度の財団の収支予算が平成 31 年(2019 年) 3 月 31 日までに財団理事会で承認された場合において、平成 31 年(2019 年) 4 月 1 日に確定するものとする。

担当者連絡先:公益財団法人東京観光財団 安島、鈴木里、濱口

電話 03-5579-2684

FAX 03-5579-2685